

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会 取りまとめに際しての意見

2020年8月19日
一般社団法人新経済連盟 事務局 片岡康子

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会（以下「本検討会」といいます）のとりまとめに際し、第4回に出席した臨時委員の立場から、以下のとおり意見を申し上げます。

1. 報告書について

本検討会で、デジタル・プラットフォームに関係する団体が臨時委員として参加し、デジタル・プラットフォームを経由した取引等への対応について議論したのは、第4回の1回のみであり、臨時委員は取りまとめの議論への参加が認められておりません。「オンライン・ショッピングモール等における販売業者等の特定商取引法の表示義務の履行の確保及び法執行時の販売業者等に対する追跡可能性の確保」に関して、プラットフォームによる既存の自主的取組や、今後実施予定のプラットフォーム間の連携については、本検討会でも評価をいただいたものと認識しています。それらの取組に加えて、具体的にどのような方策が必要であり効果的であるのかという検討は行われておらず、また、自主的取組を行わないプラットフォームの有無やその実態等も明らかにされていないことから、結論に至る十分な審議は尽くされておりません。

今後、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」で議論されるものと理解しておりますが、本検討会の取りまとめにおいて、デジタル・プラットフォーム事業者に対する法規制やそのための特定商取引法の改正が必要という結論は出ていないことに留意した記述とするよう要望いたします。

また、検討会の場においてプラットフォームによる自主的取組が一定程度評価されたこと、臨時委員から「法規制ではなく自主的取組の促進が重要」との意見があったことを明記するよう要望いたします。

2. 関係事業者や関係団体の検討への参加について

今後、具体的な方策を検討するにあたっては、実務的な観点から効果的で有意義な議論ができるよう、デジタル・プラットフォームを運営する事業者や関係する団体等を検討に参加させ、十分に意見を聞くよう要望いたします。

以上